

浦 監 第 133 号
令和 5 年 7 月 7 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

令和 5 年度定期監査（再監査：健康こども部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項及び浦安市監査基準に基づき実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。なお、当該監査を行った委員は次のとおりです。

町 田 清 英 大 塚 修 平

令和5年度定期監査（再監査：健康こども部）の結果報告書

令和5年5月16日付け、浦監第48号にて公表した令和4年度定期監査（健康こども部）の結果について、「指摘事項」の内容に疑義が生じたことにより実施した定期監査（再監査）の結果は、次のとおりです。この講評に対し、記載内容や認識に誤りがあるなど、弁明又は意見がある場合には、令和5年7月4日（火）までに弁明書又は意見書を提出してください。

（令和5年5月16日付け、浦監第48号の指摘事項の内容）

指定管理者制度を導入している保育園（弁天保育園・浦安駅前保育園）における延長保育料の納入について、本来、徴収事務委託契約を締結した上で、指定管理事業者が利用者から徴収し、市へ納入すべきところであるが、延長保育料について指定管理事業者との徴収事務委託契約の締結がないまま、指定管理事業者が利用者から延長保育料を徴収し、市へ納入していた。徴収金等の公金について、浦安市会計事務規則等による適正な取扱いを行うよう改善されたい。

（令和5年5月16日付け、浦監第48号の指摘事項の疑義の内容）

保育幼稚園課所管の令和4年度における指定管理者制度を導入している保育園（弁天保育園・浦安駅前保育園）の延長保育料を、「市と保育園との間で何も取り交わしがなく保育園が利用者から延長保育料を徴収し市へ納入していた」と指摘したことについて、疑義が生じた。徴収事務委託にあたる内容であるのかも含め、改めて「延長保育料」の取扱いについて監査を行うこととした。

1 監査の範囲

令和4年度における指定管理者制度導入（保育幼稚園課所管）の保育園（弁天保育園・浦安駅前保育園）に関する延長保育料の取扱い

2 監査対象部局

健康こども部（保育幼稚園課）

3 監査の実施期間

令和5年5月30日から令和5年7月4日

4 監査の着眼点

公金の取扱いについて、法令等に従って適正かつ効果的に行われているかに主眼をおいて実施した。

5 監査の実施内容

公金の取扱いについて、関係書類の審査、質問審査を行った。

6 監査（再監査）の結果

令和5年5月16日付け、浦監第48号において、「指定管理事業者との徴収事務委託契約の締結がないまま指定管理事業者が延長保育料を徴収し市へ納入していた。」と指摘したことについて、「保育園（指定管理事業者）は保護者から一時的に延長保育料を預かり、保管し、市が発行した保護者名の納入通知書により保護者の代理として納入していた。」ということであった。

これらを勘案した結果「徴収事務」にはあたらないため、先の監査結果「指摘事項」を改め、「改善事項」とする。

(1) 指定管理者制度を導入している保育園（弁天保育園・浦安駅前保育園）における延長保育料について、市と保育園との間で何も取り交わしがなく、公金である延長保育料を保育園が保護者から預かり、保護者に代わり市へ納入していたことについては、市が発行した納入通知書の納入者が「保護者名〇〇 他」となっていることから、書面上は「直接収納」によるものとなっていた。しかしながら実態として行っている、保護者に代わり保育園が金融機関で入金する行為は、収納事務委託の内容である。

また、納入通知書を発行する際の調定の積算根拠が明確となっていないことや、本来保護者が受け取るべき領収書についても保護者ごとに発行されていないこと等、リスク管理の面からも、浦安市会計事務規則等による収納事務委託への改善も含めた適正な公金の取扱いの検討及び改善に努められたい。

（改善事項：保育幼稚園課）

（備考）

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

勸告：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなどで勸告にあたらないもの

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるものと認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題は無いが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「勸告」、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。

浦 監 第 48 号
令和 5 年 5 月 16 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

令和 4 年度定期監査（健康こども部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項及び浦安市監査基準に基づき実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

なお、当該監査を行った監査委員は、次のとおりです。

町 田 清 英 大 塚 修 平 西 川 嘉 純

令和4年度定期監査（健康こども部）の結果報告書

1 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年12月31日及び令和5年1月31日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査対象部局

健康こども部

（こども課、児童センター、保育幼稚園課、青少年課、健康増進課、母子保健課、国保年金課、こども家庭支援センター）

3 監査の実施期間

令和5年1月19日から令和5年5月11日

4 監査の着眼点

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかに主眼をおいて実施した。

5 監査の実施内容

予算及び事務の執行について、関係書類の審査、質問審査を行った。

6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 指定管理制度を導入している保育園（弁天保育園・浦安駅前保育園）における延長保育料の納入について、本来、徴収事務委託契約を締結した上で、指定管理事業者が利用者から徴収し、市へ納入すべきところであるが、延長保育料について指定管理事業者との徴収事務委託契約の締結がないまま、指定管理事業者が利用者から延長保育料を徴収し、市へ納入していた。徴収金等の公金について、浦安市会計事務規則等による適正な取扱いを行うよう改善されたい。

（指摘事項：保育幼稚園課）

(2) 事務処理上の軽易な誤り等があったことから、改善を求める。

（注意事項：全課）

(備考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

勸告：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなどで勸告にあたらないもの

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるものと認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「勸告」、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。